二　地方公務員法第二十六条の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者に相当する者	二　地方公務員法第二十六条の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者に相当する者
［三　略］	［三　同上］
［3・4　略］	［3・4　同上］
（国の職員の取扱い）	（国の職員の取扱い）
第百七十九条の六　令第四十二条第二項第三号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。	**第百七十九条の六**［同上］
一　［略］	一　［同上］
［削る］	二　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九条）第七条第一項第一号
二・三　［略］	三・四　［同上］
四　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第三条第一項又は第二項	五　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第三条第一項及び第二項
五・六　［略］	六・七　［同上］
七　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項又は第二項	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、令和五年四月一日から施行する。

○内閣府財務省令第二号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十二条第二項及び第二百七十一条の二十九第二項の規定に基づき、保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
2　前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める価額。次項から第五項までにおいて同じ。）の合計額（貸借対照表のその他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）の評価差額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の科目に計上した額及	2　前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額（貸借対照表のその他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）の評価差額をいう。以下この項において同じ。）の科目に計上した額及